

# 韓国国立墓地における戦死者祭祀に関する一考察

一「墓」を媒介とした国家の儀礼と遺族の儀礼—

池 映任

### 1. はじめに

韓国国立墓地はその前身が 1955 年に建立され、朝鮮戦争の戦死者を葬るための軍人墓地として出発した。1965 年に国立墓地に昇格して以来、約 16万 3千余位の「英霊」が祀られている。そのうち、朝鮮戦争時に死亡が確認されたにもかかわらず遺骨の見つからなかった 10万 3千余りの戦死者は位牌として奉安され、地下納骨堂には身元不明の6千余りの遺骨が安置されている。しかし、重要なことは国立墓地に埋葬されている戦死者の中で未婚死者が約75%を占めているということである(『中央日報』1987年6月6日)。

伝統的な死者儀礼によれば、未婚死者は「怨魂」と呼ばれ、この世に未練や怨恨を残して死んだため、祟って災いを起すと伝えられている。従って、朝鮮時代に戦死者は奉常寺という寺で手厚く祀られ、あらかじめ鬼神に化けることを防ぐ処置が取られた(任東権、1982:10)。

しかし、朝鮮戦争後には戦死者の霊の恐れからではなく、戦死者を葬るための「墓地」が制度的に成立する。つまり、国立「墓地」で「顯忠首」」に戦死者を祀り、慰霊祭及び軍・警合同安葬式を通して戦死者の葬送儀礼が行われるようになる。こうした国家主導で行われる国家儀礼は単に制度的に成り立つだけでなく、墓を媒介とするため、人々の感情や信仰までをも包含するようになる。なぜなら、韓国人は喪の期間が終わってから忌祭に祀られる祖先に対しては、旧正月、寒食、端午、秋夕には墓参りをする。そして、5代目からの祖先に対しては、「墓祀」といい、門中で毎年一定の日に墓で祭祀を行うからである。

従来、国家儀礼に関する研究は、朝鮮時代の国家儀礼を規定した『国朝五

礼儀』の儒教儀礼の分析、それから現代の国家儀礼の関する研究が主であり、しかもそれらの研究は国家儀礼の成立過程や儀礼の形式に重点が置かれており、国家儀礼を受け入れる人々の動きに関しての研究はほとんと試みられて来なかった。たとえば、朝鮮時代の国家儀礼の研究では池斗換(1985)、李範稷(1989)があるが、二人は儒教が国家理念として根づいていく中で、『国朝五礼儀』が中国の礼制にいかなる影響を受けながら成立しているかを編纂過程及びその性格について考察している。また、現代の国家儀礼の研究では、ジョヒョンボム(2000)、オジェファン(2001)があるが、前者は国家儀礼を国家の理念を正当化し、国家の権威を確認する重要な意味を持つものとして捉えており、後者は国家儀礼を政治的な意味が強いものとし、国民を動員するための手段としてみている。

このように、韓国における国家儀礼に対する従来の研究ではその中に含まれる儀礼の複合性や重層性を理解する視点が不足していたが、国立墓地では、「墓」を媒介に、国家儀礼と遺族の儀礼が同時に行われており、これまでとは異なる視点から国家儀礼をアプローチできるよい例であると考える。

そこで、本研究では、国家儀礼と、それに対する遺族の儀礼を対比させ、 国家と遺族との間の儀礼に対する意味づけや対応の違いを明らかにする。以 下では、まず韓国の伝統的観念において戦死者祭祀がどのように行われてき たかを先行研究を通して考察する。次は、国立墓地で行われる国家による戦 死者祭祀を儀礼、追念式の側面から分析し、戦死者が「英霊」として祀られ ていく過程を検討する。そして最後に、国立墓地で行われる遺族の戦死者祭 祀を分析することによって、国家の儀礼と遺族の儀礼との間の意味のズレを 指摘するとともに、そのズレに対して遺族がどのように対処しようとしてい るのかを明らかにする。

# 2. 伝統的な戦死者祭祀

韓国で死者と祖先の祭りは祭祀と巫俗によるクッによって行われる。祭祀は儒教的な家祭りである祖先祭祀を意味しており、クッは伝統的、土着的な祭りを意味する(崔吉城、1980:6)。

韓国で儒教の祖先祭祀を受けるためには「祖霊」として祀られる資格が必

要であり、それは子孫を残した人だけになる。そしてこうした「祖霊」になる資格を持った死者に対してのみ、儒教祭祀が行われ、位牌として祀られる。このように儒教祭祀は親-子関係を前提としたものであり、相続制度や養子関係などの家族制度も祖先祭祀の継承を第一義としている(李光奎、1977:  $1\cdot 2$ )。

しかし、儒教祭祀の対象としてみなされていない女性や幼い子供の死者、または不幸な死者は巫俗信仰によって祀られる。儒教の祖先祭祀では子孫が未婚のまま早死するのは祖先として祀られる資格を持っていないことに加え、父母に先立つ死であるために不孝とされるからである。また、父母は子女のために祭祀を行うことができない(李光奎、1977:10)ために、未婚の死者に対しては簡単な葬式を済ませ、その後の祀りも略式にするか、全くしないかが通例である。とくに不運・悲惨な死に方をした死者に対しては何の祀りも催さぬ場合が多かった(竹田、1997:212)。

しかし、場合によっては、死霊結婚を行い、「子息の魂魄と未婚の死んだ女子の魂魄を婚姻させ、死夫婦に養子を迎え、祭祀を継承」したり(李光奎、1977:10)、男子の場合は、未婚として死んでも父母や兄弟が当代に限ってではあるが、祭祀を受けることはできた(崔吉城、1992:211)。これは儒教的論理から、未婚者の死は子供を残すことができなかったために死霊結婚をさせ、祭祀を受けられるようにして家を継承することに目的があったといえよう。ところが、このような場合はあくまでも例外として扱われ、儒教の祖先祭祀の論理においては未婚の死者は注目されにくい存在であり、祭祀の仕方も形式化されていない。

さらに、未婚の死者は祭祀をうけることができないだけでなく、家族や親族に病気などの祟りを及ぼしうるという信仰がある。韓国ではこのような霊を「怨魂」 $^3$ と呼び、崔吉城によれば、「怨魂」は次の三つに分けられるという(崔吉城、1992:  $^{191}\sim192$ )。

- ①通過儀礼を終えることのできない人の死。早死はもちろんであり、成人 しても結婚できないで死んだ未婚死の場合。
- ②死の形態や状態の問題。家で臨終することができず外で死んだ場合、あ

るいは予期できない事故死の場合。

③死んだ人が子孫から祭祀を受けることができない場合。

①の場合は、結婚できず死んだ霊魂は怨恨の強い怨魂であり、また父母に 先立つ不孝でもあるため、より不幸な怨魂になると考えられている。②の場 合、天寿をまっとうすることができないで死亡し不幸な死をとげたために年 齢や通過儀礼に関係なく怨魂になる。③の場合も、だれも祭祀を行うものが なければ祖先は飢えるようになり結局怨魂になる。

さて、戦死者4の霊は未婚であることが多いため、祭祀を受けることができず、また死んだ場所が特定できない「客死」である。従って、戦死者の霊は儒教の祖先祭祀からいえば「祖霊」になる資格はなく、上記の「怨魂」の範疇に含まれる。韓国では、結婚もせずに若くして死んだ独身の男女の霊魂はこの世になお未練や怨恨を残しとどめ、あの世に行き着けずにさまよっているといわれる。特に、戦死、軍隊に入隊中の戦死、事故死、病死などの死霊は恐れられ、霊を慰め、恨みを解きあの世に送るには、若い男女どうしを結婚させる習俗がある。韓国ではチュグンホンサまたはホジェビクッといい、実際に、戦死者の霊を慰霊し、恨みをはらすための死霊結婚の事例は数多く見ることができる。

# 事例 1)

1971年4月28日(陰暦4月4日)慶南東莱郡 朴00氏の家で青龍部隊所属軍人としてベトナ ム派兵軍務中、戦死した息子朴00(22才)下 士のホジェビクッがあった。神壇には軍服と勲 章などが掲げてあった(崔吉城、1992:222)。

## 事例 2)

姜00氏は軍務中に戦死した。羅氏の養女と死後 結婚した。女子は孤児であったが、ナ氏がつれて きて養女にして育てたが病で死亡した。姜氏と新 羅氏はお互いにサドンという意識を持っている (崔吉城、1992:236)。

#### 事例 3)

男子が長孫で朝鮮戦争時に戦死して、女子は日本で死亡した。両家は合意して日を選んで各自移葬した。各々移葬して来た。故人はすべて海の遠いところで死んでおり、また海をこえて来たために入管の前に「魂」を呼び入れた(崔吉城、1992: 244:245)。

#### 事例 4)

40 才の男性が病気になり、巫女にきいたところによると、かれのむすこがベトナム戦争で戦死しており、このむすこは未婚であった。このむすこの恨みの霊魂が病気の原因であったということである。そこで、家族は、この死霊を慰めるため結婚相手をさがしたところ、密陽というところに劇薬で自殺した未婚の女性の死霊があることを知り、媒酌人をとおして、死霊の結婚式を含む死霊祭を行うことを話し合った(崔吉城、1980:155)。

#### 事例 5)

0氏は0家の次男、1971年入隊中に交通事故で不 慮の死亡、24才であった。そこで0家では祟りに よる「災殃」が見舞われないうちに何とか「死後 結婚」をさせようと死んだ娘をさがしていたとこ ろ、同じ邑内のイモ(母方叔母)が近くの家で同 年病死した同じ年の娘がいることを聞きつけ、両 家の間を何度も往復して縁談をまとめあげた(竹 田、1993:233)。

#### 事例 6)

A家の次男は、入隊中に朝鮮戦争が勃発し、陸軍部で戦死、23 才であった。やがて、火葬された遺骨が故郷に送られてきた。当時彼はすでに結婚しており、故郷では未亡人が喪主となって葬式を行い、先祖の墓に埋葬された。ところが、この妻は入籍しておらず、その後は実家に帰ってしまい、もちろん改めて戸籍を送ってくるようなこともなかった。子供がなかったので、どこかへの再婚を考慮して入籍を断ったものらしい。やがて自然解消ということになった。A家では当人の母親が祭祀の継承を心配し始めて、死後結婚をさせようと言い出し、ここに縁談が起こった(竹田、1993:245)。

#### 事例 7)

光州市校洞里の村の P 家で子供が病気になり、病院通いをしても治らず、町の占い師に占いを立ててもらったところ、1952 年朝鮮戦争で未婚のまま戦死した伯父 (六男二女の長兄、当時 25 才) の死霊が取りついたと言われた。そこで急いで死霊結婚させようと新婦を求めたところ、この占い師が仲人となって、南隣の義親面活谷里という村からM家の娘を探して来た。挙式は、戦死して 14 年後の 1966 年のことだった (竹田、1993: 264)。

#### 事例 8)

1986年軍隊入隊中に事故に遭ってソウル陸軍病

院で死亡。25 才。入隊中の事故ということもあって早く死霊結婚させたいと死女を探していたが、求められないうちに母親が死に、次いで父親も死ぬという不幸がつづき、結局挙式までに8年の歳月を要したという。入隊中の事故というのでは縁談が不利なので病死ということにした(竹田、1993270)。

### 事例 9)

1969年に軍隊入隊中に事故死、25歳。新郎の死亡したその年の内に死霊結婚の挙式を行う(竹田1993:273)。

以上、朝鮮戦争、ベトナム戦争の戦死者、入隊中の事故死で死霊結婚を挙げた事例を取り上げてみた。その中で、事例 4、5、7、8 から分かることは戦死者の霊が人に害を与えるという観念であり、これは非業の死を遂げ、祀る人がいないという理由から来る祟り信仰である。上記の事例に限って言えば、祟りが及ぶ範囲は事例 4 の息子が父に、事例 7 の伯父が姪に害を与えていることになる。また、祟りがあったわけではないが、事例 5、8 では戦死者の霊を恐れる観念が現れている。祟りがある場合、戦死者の祟りの範囲は主に家族や親族に限られている。また、事例 6 のように祭祀の継承のために死霊結婚を挙げる場合もある5。

以上のような死霊結婚は巫俗の死霊祭の中で行われる。チノギクッ、シッキムクッ、オグクッなどの死霊祭で最も重要視されているのは、死霊を祖先神に転換していくことであり、その方法は地方によって異なる。たとえば、ソウル地方の死霊祭においては布を二つに裂きながら道を開いていくモチーフがあるが、他の地方では白い布に乗せて送り込んで、あの世に送ることを目的として行われる(崔吉城、1980:162)。戦死者の霊は正常な過程を踏んだ祖先神に比べ下位の神である「怨魂」として位置付けられており、その「怨

魂」は生きている人に悪影響を与えるという祟り信仰が信じられているため に死霊祭が必要とされているのである。したがって「怨魂」は死霊結婚によ ってはじめて死霊から祖霊に昇格し、祖先として祭祀を受けられるようにな る。

# 3. 国家における戦死者祭祀

民間信仰において戦死者は祖先神に比べ下位の神として位置付けられる存在であった。そのため、各家では死霊を祖先神に転換させあの世に送る死霊結婚や死霊祭がなされてきた。しかし、国家は戦死者を「英霊」と名づけ、英雄化している。「怨魂」として位置付けられている戦死者の霊が国立墓地においては「英霊」として祀られている理由は何であろうか。

まず、「英霊」の言葉の意味について探って見よう。「英霊」の辞書的な意味は「死んだ人の霊魂の敬称である。英顯ともいう」とされている(李熙昇、1997:265)。しかし、いつからか「英霊」は戦死者の霊を意味する語として使われ始める。本来の韓国語の意味では戦死者の霊を指す言葉として「英霊」は定義されていないが、人々は戦死者の霊を「英霊」と呼んでいる。国立墓地を最初に取り上げた鈴木満男(1977)も戦死者の霊の呼称として「英霊」を用いているのである。本稿で「英霊」の語源を考察する余裕はないが、戦死者に用いられる「英霊」の呼称に限って、その意味がどのように変化していくのかを見る。

国家による初めての合同慰霊祭は1948年12月1日に行われた「第一次戦 役将兵合同慰霊祭」である。初めての慰霊祭で戦死者を指す言葉が何であっ たかを見るために、その当時の新聞記事をみると、「英霊」という言葉が使わ れてはいるが、戦死者を指す呼称は様々である。

> 戦死を遂げた将兵(『東亜日報』1948年12月1日) 国軍の神々しい霊(『東亜日報』1948年12月1日) 軍神(『東亜日報』1949年6月6日) 殉国英霊(『朝鮮日報』1949年6月6日) 祖国守護に命を奉げた在天の英霊

(『朝鮮日報』1951年9月29日) 護国の魂(『朝鮮日報』1951年9月29日) 祖国の守護神(『東亜日報』1956年6月6日)

その他には、

順川麗水を始め、済州島で祖国のために戦死した魏大善大領以下345位の英霊 (『朝鮮日報』1951年6月7日) 戦場で護国の露で消えた24,819柱の英霊 (『東亜日報』1951年9月29日) 6・25戦乱中、国土防衛の聖戦に参戦し、護国 の神に散華した88,541柱の戦没将兵英霊 (『東亜日報』1956年6月6日)

などと表されている。いずれも、戦死者の霊の呼称は「死んだ人の霊魂の 敬称」として使われ、戦死者の霊の呼称として「英霊」が用いられているわ けではない。また、以下のような「戦亡勇士」「愛国勇士」「国軍」などの具 体的な呼称が戦死者の霊の呼称として用いられたりもする。

国のために戦った私たち大韓国軍将兵に申し訳ない気持ちを禁じざるを得ません(中略)したがって戦没将兵の功労を永久万世に記録し、繋いで行かねばなりません(陸海空軍合同慰霊祭、1951年9月28日)わが戦亡将兵は国のために職責を尽くし、忠義を行ったことによって、名誉のある死を迎えました

(第4次三軍追悼式、1955年4月22日) 6・25 戦乱中に国土防衛の聖戦に参戦し、護 国の神として散華した**戦没将兵英霊** (『東亜日報』1956年6月6日) 私たちがいまの状態でいられるのは外敵を防ぎ、国権を強固な土台の上に建てるため、自分の命を惜しみなく勇敢に戦い血を流した**愛** 国勇士の忠誠で成されたものである (追念辞、1957年6月6日)

このように「英霊」という言葉は死者の霊の尊称として使われたり、また「英霊」よりは戦没将兵、愛国勇士、国軍などの具体的な呼称の方が一般的に使われていた。しかし、朝鮮戦争後、1955年に国軍墓地が建立され、1956年に「顯忠日」7が制定され、戦没将兵を全国民的に祀るようになってから新聞などで「英霊」という語が徐々に広められた。この時から「英霊」が戦死者の霊を指す言葉として定着したことが推測できる。したがって、戦死者を意味する言葉として「英霊」に新たな意味が付加され使われ始めるのは 1960年代に入ってからではないかと見られる。

共産傀儡軍の凶弾に倒れた英霊の愛国愛族精神で反共精神は永遠とギョレの亀鑑となり、歴史に輝く(『朝鮮日報』1961年6月6日)かつて祖国光復以後、絶え間なく欲しいままに行ってきた共産徒輩たちの破壊的蛮行から、そして凄惨だった6・25の民族的受難から英霊たちは命をちりあくたのように捨て(第9回顯忠日追悼辞、1964年6月6日)6・25の戦乱からそしてこの動乱を前後に共産暴徒の破壊的蛮行から命を捨てギョレを救い、命を奉げ国を守った英霊(第10回顯忠日追念辞、1965年6月6日)

ただし、「英霊」が戦死者を意味する語として成り立つためには、上記の追 念辞でも分かるように、朝鮮戦争の戦死者であることが前提となる。次は国 立墓地で行われる戦死者の葬送儀礼について分析する。

## (1) 儀礼からみた戦死者

1948年、政府によって初めて行われた慰霊祭では、いままでの葬儀とは違う様相が見られる。臨時に作られた祭壇の上には遺骸が置かれ、式は弔砲発射、開会式、国民儀礼、戦闘報告、弔辞、弔歌、焼香、遺家族代表挨拶、弔砲打ち、弔樂、閉会などといった式順で行われた(第一次陸海空軍合同慰霊祭にて、1951年9月28日)。李承晩大統領も順序、手続が以前と異なることに関して言及し、慰霊祭が伝統に基づくものではないことを強調した。たとえば、人々が祭祀を行う際、祖先のために食べ物を作り、その霊を待つことを「迷信的考え」であると述べ、伝統的な慣習に従い祭祀を行うと、「時間がかかるし、お客さんが出席しなくなる」とする。したがって、慰霊祭においては「花束贈呈と軍礼のラッパと銃を放つ」方式に従い、慰霊祭を持続させてことが強調された(第4次三軍追悼式に際して、1955年4月22日)。

現在、大田国立墓地では上記の慰霊祭の流れを汲む「軍・警合同安葬式」が執り行われている8。そこで、「軍・警合同安葬式」で「英霊」が安葬されるまでの経緯を追ってみると、次のようである。まず、戦死者、殉職者が発生した部隊では兵士が死亡したことを遺族に知らせる。遺族が到着すると、死亡原因や経緯確認が行われ、葬儀の手続を決める。火葬をする場合には、地区奉安所に奉送した後、10 日以内に中央奉安所(英顯中隊)に奉送する(第五軍需支援司令部、2002:63)。安葬施設としては、大田国立墓地内に顯忠館と奉安館があるが、奉安館には各地域から運ばれてきた英霊の遺骨を臨時に安置しておき、安葬式の当日には顯忠館で安葬式を行うといった手順である。

軍・警合同安葬式は月に4回(2・4週目の木、金曜日)ほど行われ、所要時間は40~50分かかる。筆者のフィールド調査によれば、2002年9月22日(木)、23日(金)の2日間にかけて行われた軍・警合同安葬式は午後2時から行われた。22日は仏教と宗教を持たない遺家族が安葬式に参加し、23

日はプロテスタントかカトリックを信仰している遺家族が安葬式に参加した。 23日は36位の英霊の安葬式が行われ、祭壇の周りには花が飾られ、祭壇の 最上段には遺骨と位牌が置かれていた。供物としては、りんご、棗、梨、最 中、餅、豚肉、薬菓、正宗などが供えられる(顯忠院の内規)。このような儀 式は関係者によると、顯忠院の内規によるものではあるが、内規そのものは 儒教儀礼に基づいて作成されているという。軍・警合同安葬式の祭主は大田 国立顯忠院の院長であり、陸・海・空軍の代表、警察庁、在郷軍人会、傷痍 軍警会、武功受勲者会、遺族会の代表などが参加する。以下は顯忠院の内規 による軍・警合同安葬式場を図で示したものである。

### 《式順》

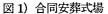
- 1. 開式
- 2. 英顯に関する敬礼
- 3. 追慕辞
- 4. 宗教儀式
- 5. 献花及び焼香

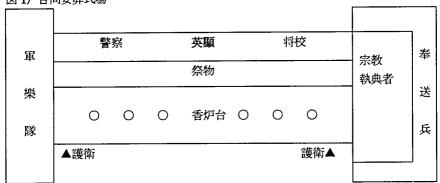
祭主

機関代表

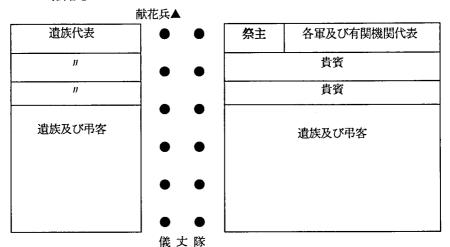
遺族代表

- 6. 弔銃及び黙祷
- 7. 墓地へ英顯の奉送
- 8. 下棺
- 9. ホト9
- 10. 成墳10
- 11. 閉式
- \*閉式後遺族の家庭儀礼





司会者●



(国立顯忠院の内規による)

以上のように、内規による式順に従い顯忠館での式が終わり、英顯中隊<sup>11</sup>の 奉送兵によって、英霊の遺骨と位牌は各墓域まで奉送される。案内要員(顯 忠院の職員)があらかじめ掘っておいたところに遺骨をいれ、ホト、成墳を し、安葬式は終わることになる。下棺、ホト、成墳は墓に遺骨を葬るといっ た家の祭祀の一部分であり、ここに安葬式の儀礼と家の儀礼が重なり家の慣 習が組み込まれる接点が生まれる。また、実際、公式儀礼が終わった後、各 家の伝統による死者儀礼が墓の前で行われている。

以上のような慰霊祭及び安葬式を通じて戦死者の葬送儀礼は終わる。各家での葬送儀礼は儒教式に基づいて行われるのが一般的であるが、「軍・警合同安葬式」には遺族の宗教によって選択できる。しかし、安葬式は特定の宗教的な色彩よりは軍隊の色彩が強い。安葬式を取し切る英顯中隊は警備隊、儀仗隊とともに国防部及び32社団所属であり、軍楽隊や奉送兵が参加することで軍隊の儀式の雰囲気を出していることが特徴であるといえる。

次は、安葬式を終えた戦死者が「顯忠日の追念式」においてどのように表 現されるのかをみることにする。

# (2) 「顯忠日の追念式」からみた戦死者

現在、6月6日に政府主催の「顯忠日の追念式」が行われている。6月には朝鮮戦争の記念日があり、6日には祭祀を行う風習が伝えられているため、「顯忠日」がこの日に定められるようになった。なお、6月6日に公式行事としての「顯忠日の追念式」が行われるようになったのは、先述したように1956年からで、それ以前には、軍隊行事の一環として、異なった名称で随時に行われていた。

さて、「顯忠日の追念式」の追念辞の中で、戦死者はどのように語られているのだろうか。

戦死者を指す言葉として「英霊」が用いられ、1951年の李承晩大統領の式辞では、「無駄にしてはいけない栄光ある死」として称えられると同時に、「国家を守護し仇敵から国民を守る中死んでいった人たち」と表現された。1953年には、「共産侵略に対して国家防衛のために命を犠牲にしたわが青年」と表現され、1956年には「反共戦線で民族の永遠な自由を守るために自ら生贄に

なった高貴なる犠牲」として現された。また、1957年には、「英霊」は「無駄な死ではなく、国家と未来のために外敵から国を守り護国忠魂」になったと述べられた。

さらに、1962年の朴正煕大統領による追念辞で「建国の礎石になったみなさんの功勲に報い、祖国の将来の隆盛のため命を捧げたみなさんの遺志を継承し自由民主主義と滅共統一を達成しなければなりません」と、「英霊」は建国の礎石であり、自由民主主義、滅共統一の達成が彼らの遺志とされた。1964年には、「反共牧国の聖戦に奉げた偉大な精神は民族魂の象徴」であり、その精神は「祖国の自由と繁栄」をもたらすとした。そして、「英霊」を追念することは「共産主義の威嚇に備える」ためであり、「英霊が残した反共思想と崇高なる犠牲精神を再現し、反共の保塁を固める」ことが、その遺業に報いる方法であると述べている。

ところが、1966年からは従来の朝鮮戦争の戦死者に加えて、ベトナム戦争の戦死者と日本の植民地下で独立運動をした人々を含めて「英霊」として表象され、「国のための高貴なる犠牲」として称えられた。彼らの犠牲精神を受け継ぎ、「祖国の統一」、「国の近代化」、「祖国の平和と繁栄」を成し遂げることが彼らの遺志に応答する方法であるとされた。

以上のように国立墓地で行われる国家による戦死者祭祀を「英霊」の呼称の変遷、儀礼、追念式を手がかりに分析し、戦死者が「英霊」として祀られていく過程を検討した。慰霊祭・軍警合同安葬式は個人の霊を「英霊」に転化する儀式であった。「英霊」は 1950 年代には、朝鮮戦争の戦死者として、その対象と死因が明確に示され、1965 年以降は個性を失った抽象的な存在として語られる。しかし、その語りは 1950 年代とは変わらず「反共戦線による高貴なる」死のみが唯一の公的な意味を持ち、その死は無駄死にではなく栄光ある死として意味を付与された。つまり、国立墓地における戦死者祭祀は反共イデオロギー下、戦死者を葬ることを意味するだけではなく、そこには「英霊」を一括して祀ることにより、反共イデオロギーの強化しようとする意図を有しているのである。しかし、こうした国立墓地における戦死者祭祀には顕彰されるべき「英霊」の側面のみが浮き彫りにされ、遺族が戦死者をどのように祀られてきたかは見えてこない。そこには、未婚のまま戦死し

た息子への思いがあり、死者のために、シャーマンや僧侶に祭祀を委託する 遺族の姿が見え隠れしている。次節ではこうした国家の祭祀対象である「英 霊」とは異なる、遺族における戦死者祭祀のありようを明らかにする。

# 4. 遺族における戦死者祭祀

国立墓地は公式儀礼が行われる場所であると同時に、戦死者の家族が命日や正月、秋夕などに訪れる場所でもある。その際、遺族は墓の碑石の前に供物を供え祭祀を行う。家で祭祀を行う時よりは簡略化されているものの、儒教方式に近い祭祀が行われる。それは、国立墓地が墓地としての機能を持っているからであるが、韓国国立墓地の特徴として宗教の自由が認められており12、死者を祀る方式について何ら制限が設けられているな点も指摘できよう。

しかし、朝鮮戦争の勃発後は国立墓地がなく、「第1次陸海軍戦没将兵慰霊祭」の 24,819 柱の英霊は、各出身地へ奉送された(『東亜日報』、1951 年 9 月 29 日)。各地に送られた戦死者は通常の死者とは異なった扱いを受けており、例えば、両親が生きている場合は三年喪ではなく、一年喪であったり、位牌代わりに学生時代の写真を飾って祭祀を行ったりしたという。また、戦死の通知を受けたが、遺骨が届かなかった場合、遺族は仮墓を造り、写真と位牌をおいたともいう。だが、1955 年に国立墓地が建立されて、1956 年 1 月に無名勇士が最初に埋葬され、そして 1957 年 4 月に初めて有名勇士が埋葬されるようになってから戦死者は国立墓地に埋葬できるようになる。つまり本格的に戦死者の埋葬が始まるのは 1957 年以降、朝鮮戦争が勃発してから7年後のことである。筆者の聞き取り調査によれば、ある戦死者が国立墓地に祀られるまでの経緯は次の通りである。

「夫は江原道高城警察署に勤務していましたが、1951 年警察署が襲撃されたという連絡が来ました。しか し、生きることが精一杯で、コソンまで行かなかっ たんです。三年後、夫の兄弟から国立墓地へ葬られ ることができるという連絡がありました。それで、 国立墓地に行って、壷をもらってコソンへ行きました。墓を掘って見たら、5人が一緒に合葬されていて、軍番を見つけて夫の死体を探し、早速火葬をしました。祭祀を行い始めたのは国立墓地に安葬してからです(1924年生まれ、女、事例15)

上記の事例からうかがえるのは遺族にとって戦死はそれほど重要ではないように見えることである。「生きることが精一杯」で遺体を探せず、祭祀も行われていなかった。しかし、国立墓地に葬られるようになってからは夫のために祭祀を行い始めるのである。戦争中であったということも考えられるが、戦死があまりにも多かったがゆえに、死そのものが日常的になっていたとも思われる。

ところが、国立墓地に戦死者を埋葬できるようになってから遺族は新たな問題に直面する。各地域に奉送されていた遺骨を取り戻し、再び国立墓地へ移葬するためには遺骨が必要であった。しかし、戦時中は遺骨1体に対して10人くらいの遺族の元へ送ったり、墓所から掘った土を入れ遺族に送る場合もあったという。こうした情況から、国立墓地への移葬をめぐって、遺骨のない遺族が墓から掘った土と写真を一緒に入れて持っていくと、受け入れを拒否されるという争いが起こったりした13。

国立墓地がなければ、戦死した人は遺族によって死者を弔う伝統的な習俗によって祀られていったと考えられるが、国立墓地への埋葬が遺族の死者儀礼に変化をもたらしたことが容易に想像できる。遺族はこのような新しい状況に対してどのように対処していったのだろうか。また、どのような理由で国立墓地に戦死者を埋葬しているのだろうか。

筆者はこうした実態を調査するために、朝鮮戦争後に作られた遺族団体を対象に、聞き取り調査を行った<sup>14</sup>。朝鮮戦争後、多くの戦傷軍警や戦没軍警の遺族が発生し、国家次元の支援政策を樹立・施行するために 1961 年に軍事援護庁が設立され、1963 年に「軍事援護対象者団体設立に関する法律」の施行によって 1963 年に大韓民国傷痍軍警会、大韓民国戦没軍警遺族会、大韓民国戦没未亡人会が設立された(国家報勲処、1992:567)。これらの団体

の中から戦死や軍隊の事故死が原因で死んだ人を持つ家族の聞き取り調査を 行った。この結果に基づいて戦死者の祭祀の日取り、祭祀の場所を中心とし て、それが国立墓地、そして顯忠日とどのような関わりを持ちながら、戦死 者祭祀として成り立っているかを検証する。以下の表は、遺族によって行わ れる戦死者の忌日と、実際に祭祀を行う日を表わしたものである。

	宗教15	祀り手	忌日	祭祀の日	死亡原因
1	カトリック	配偶者	忌日	忌日	朝鮮戦争
2	カトリック	配偶者	忌日	忌日	朝鮮戦争
3	プロテスタント	配偶者	誕生日	誕生日	朝鮮戦争
4	カトリック	配偶者	誕生日	誕生日	朝鮮戦争
5	カトリック	配偶者	誕生日	誕生日	朝鮮戦争
6	プロテスタント	配偶者	忌日	追悼礼拝	軍隊
7	カトリック	配偶者	忌日	忌日	軍隊
8	無宗教	配偶者	忌日	忌日	軍隊
9	仏教	配偶者	忌日	忌日	朝鮮戦争
10	仏教	配偶者	忌日	忌日	朝鮮戦争
11	カトリック	配偶者	戦死通知を受けた日	戦死通知を受けた日	朝鮮戦争
12	仏教	配偶者	陰暦9月9日	陰暦9月9日	朝鮮戦争
13	仏教	配偶者	戦死通知を受けた日	戦死通知を受けた日	朝鮮戦争
14	カトリック	配偶者	戦死通知を受けた日	戦死通知を受けた日	朝鮮戦争
15	仏教	配偶者	誕生日	誕生日、顯忠日	朝鮮戦争
16	プロテスタント	配偶者	戦死通知を受けた日	戦死通知を受けた日	朝鮮戦争
17	無宗教	父	誕生日	顯忠日	朝鮮戦争
18	仏教	長男	忌日	顯忠日、未婚のため祭祀を行わない	軍隊
19	無宗教	夫の兄		顯忠日、未婚のため祭祀を行わない	朝鮮戦争
20	エホパの証人	兄		顯忠日、未婚のため祭祀を行わない	軍隊
21	仏教	長男		顯忠日、未婚のため祭祀を行わない	朝鮮戦争
22	無宗教	父	誕生日	息子がないため、祭祀を行わない	軍隊

23	無宗教	息子	忌日	忌日	軍隊 -
24	プロテスタント	息子	忌日	追悼礼拝	軍隊
25	無宗教	息子	忌日	顯忠日	軍隊
26	仏教	息子	忌日		軍隊
27	無宗教	息子		祖父、祖母とともに祭祀、ご飯だけ変える	軍隊
28	無宗教	息子	忌日	顯忠日、未婚のため祭祀を行わない	軍隊
29	仏教	息子		顯忠日、未婚のため祭祀を行わない	軍隊
30	プロテスタント	息子		祭祀を行わない	軍隊
31	カトリック	兄		祭祀を行わない	朝鮮戦争

まず、祭祀の日取りを四つのパターンに分けて見ると次のようである。

- ① 忌日に祭祀を行う場合(1、2、6、7、8、9、10、23)
- ② 誕生日 (3、4、5、15)、戦死通知を受けた日 (11、13、14、16)、陰暦 9月9日 (12) に祭祀を行う場合
- ③ 顯忠日に祭祀を行う場合(15、17、18、19、20、21、25、28、29)
- ④ 祭祀を行わない場合(22、30、31)

①の場合は、結婚し、子供がいる場合であり、祖先として祭祀を行っていると考えられる16。戦死は客死であり、その死の形態や状態からすると、怨魂の範疇に入ることになるが、祀り手がいる場合は怨魂としてではなく、祖先として祭祀を受けることができると考えられる。②の場合は、忌日が正確ではないため、誕生日、戦死通知を受けた日、陰暦9月9日に祭祀を行う。陰暦9月9日に祭祀を行うのはこの日に行方不明者を祀るとよいという信仰が伝えられているからであるが、③は、顯忠日に祭祀を行う場合であり、「未婚のために祭祀を行わない」という語りから顯忠日がなければ祭祀は行われなかった可能性があることを示唆している。④は祀る子孫がいないため、祭祀を行わない。日取りのパターンをさらに整理してみると、①を除いて、②、

③、④は儒教の祖先祭祀とは異なることに気づかされる。なお、顯忠日という国家記念日に戦死者の個人の祭祀が行われている点は死者儀礼の新しい側面といえるであろう。

次は、国立墓地の墓地という空間であるが、国立墓地の墓地形態は韓国の最初の公園墓地であり、画期的なものであった。しかし、伝統的観念とはかけ離れた点が多く、遺族にすんなり受け入れられたわけではなかった。事例9)は、「国立墓地に安葬するようにと連絡が来たが、両親は息子を近くにおいて見たいといった。先代がここにいるので、外に出すわけには行かない」といい、国立墓地の埋葬を拒否したという。また、事例13)は「家は山も多く、門中17の人も多い。宗孫であるので、先山18に葬った」とも語る。

ところが、当初国立墓地へ埋葬することを反対していた遺族は現在、ほとんど国立墓地へ移葬している。国立墓地へ家族を移葬あるいは埋葬をする動機および理由は①未婚者であるため(20、21、25、29、31)、②国が面倒をみてくれるため(5、6、15、26、28、30)という答えがもっとも多く、これは、年若くして非業の死を遂げた「怨魂」としての意識と観念の現れと見てよいだろう。たとえば、

# 事例①

解放後、軍隊に行ってまもなく、遺骨が届いた。 桐の箱を開けてみると、三重に包まれた韓紙の 中に灰が入っていた。祭祀日は9月9日にした。 死んだ日にちを分からなかったし、良いと聞い たからである(表1の事例12)。

# 事例②

客死をしたのが気になり、ムーダンに訪ねていったことがある。死んだ「怨魂」であっても生きた人と同じように誕生日に死んだ人の還暦を祝った。白い服、ゴムシン(ゴム靴)、経帷子を用意して行き、川のほとりで燃やす。悔いの残

らないように、観光車を用意し皆に盛大にふる まうなど派手にやった(表 1 の事例 15)。

### 事例(3)

軍隊で事故死した。死霊結婚式を挙げるとよいと聞いたので同じく事故死の人と死霊結婚式を挙げ、寺で一緒に祀っている。二人一緒にいるから安心できる。顯忠日には祭祀の準備をし、国立墓地で祭祀を行う(表1の事例18)。

遺族の戦死者祭祀はたとえ祀り手がいたとしても死因は異常であり、非業の死である。未婚の戦死者を死霊結婚させたり、あるいは客死である夫のためムーダンを訪ねたりするのはそのような意識の表れである。遺族が戦死者を家の墓ではなく、国立墓地へ埋葬を選択する理由としてよく語られるのは、無駄死にしないため、子孫がいないため、国が面倒をみてくれるため、次の世代で墓の管理ができないため、などであり、これは世代を重ねればいつか「怨魂」になってしまう恐れを国立墓地に託しているものと解釈できる19。

つまり、遺族の戦死者祭祀には、儒教の祖先祭祀の側面とそこに包含されない不幸に死亡した死者に対する巫俗信仰をうかがうことができる。したがって、遺族は戦死者を国立墓地に葬り、儒教の理念とは異なる祭祀の日取りを採択しているのである。戦死者の霊が直接祟るということは強く現われないが、シャーマンが関与することからそこに基づいているのは巫俗信仰として把握できる。このように伝統の霊魂観からみると、戦死者の霊魂は巫俗によって祀られるべきであるが、国家のために死んだ戦死者を「怨魂」のまま置いておくわけにはいかなかったのであろう。

戦死という死に方が悲惨であるがゆえに、儒教の祖先祭祀とは異なる巫俗信仰に基づいた「怨魂」としての意識を強く持ちながらも、遺族は「若くて死んだがやりがいのあることをした」、「国立墓地に葬られただけでも有り難いし、誇りだ」と語る。「怨魂」であるという意識を強く持ちながらも「誇り」に思うこのような遺族の感情はどのように説明することができるだろうか。

韓国における儒教の影響は大きく、儒教が生活規範になっており、祖先祭祀は儒教の教えである「孝」を実現したものであった。祖先祭祀は親—子関係に基づく尊卑の序列を前提とするものであり、子が親に尽くすべき「孝」の延長とみなされる(伊藤、1983:417)。このような儒教の祖先祭祀から戦死者は除外され、世代を重ねれば怨魂になってしまう。国立墓地における戦死者祭祀は親—子関係を前提とする「孝」の実践というより、国立墓地を媒介とした遺族と「英霊」の関係が前提となっている。

このような関係を成り立たせているのは、墓の持つ性格に起因する。本田によれば、墓は「骨として先祖が眠る場所であるだけでなく、祖先の光栄を讃え、子孫の栄華を誇示する記念物<sup>20</sup>として儀礼的行為が向けられる対象」(本田、1993:146)であるという。前者が信仰対象としての墓の定義であるとするならば、後者の墓は祖先崇拝とは異なる「私的な思い出や記憶に残る死者に対して、生者が個人的かつ主体的に行う、多分に情緒的で必ずしも構造化されていない行為」(本田、1993:142)の対象であると定義できる。

しかし、重要なことは何を讃え、誇示するか、である。遺族にとって国立墓地がなければ、戦死者は巫俗によって祀られるか、祭祀が行われなかったに違いない。だが、国家は国立墓地と顯忠日を制定し、戦死者を「反共主義の戦線の高貴なる犠牲」とし、追念する。つまり、国立墓地で追念されるのは功績のみである。このような国家の論理に対して遺族は伝統的観念を持ち込みながら対処せざるを得なかっただろうが、墓の持つ記念碑としての側面と国家の思惑が重ね合わさっていることが指摘できる。したがって、遺族は戦死を「栄光ある死」として受け入れ、国立墓地で、顯忠日に戦死者を追念するのである。

# 5. おわりに

以上のように、韓国の伝統的な死霊観を踏まえた上で、国家による戦死者 祭祀と遺族による戦死者祭祀をそれぞれ分析した。

国家によって戦死者は「怨魂」ではなく「英霊」となる。「英霊」は追念式では単一の集合的な存在となり、その死は「反共戦線の高貴なる犠牲」として語られる。つまり、国家にとって戦死者祭祀は戦死者の慰撫と反共イデオ

ロギーの強化という側面を有し、戦死は無駄死にではなく、光栄ある死として意味づけられる。国家のこのような意味づけは戦争による犠牲を正当化することに思惑があり、それは現在に至っても変らない。

一方、遺族にとって戦死者祭祀は二つの側面から説明できる。一つの側面は巫俗信仰に基づく戦死者祭祀である。韓国において戦死者の霊は、儒教の祖先祭祀では注目されにくい存在であり、祭祀の仕方も形式化されていない。巫俗信仰では「怨魂」として位置付けられることによって、家から切り離されやすく、それゆえ容易に「英霊」として国立墓地の祭祀対象として成立するようになった。もう一つの側面は遺族の墓に対する追念の行為である。韓国で墓は死者を埋葬し祀る場所であるのみならず、個別の祖先を表象し記憶するための装置であり、時には祖先の記念物となっている(本田、1993:142)。国立墓地で墓は後者の意味で解釈されることが多く、そこで追念されるのは戦死者の功績である。こうした遺族の行為は国家の栄光ある死を追念する行為でもある。すなわち、遺族における戦死者祭祀は、戦死者が「怨魂」になることを防ぐためであり、国立墓地に葬られてから戦死者は「英霊」であるという解釈が付け加わるのである。

以上のように、韓国の国立墓地における戦死者祭祀は国家や遺族との間の 儀礼に対する意味づけや対応がそれぞれ違う形で成り立つことが分かった。 このような国家儀礼に対する複合性や重層性は、矛盾を生んでいるというよ りは、相互補完的な関係にあるように見える。だが、国立墓地で行われる国 家儀礼は、国家主導のイデオロギー的支配を強化する機能を果すとともに、 非業の死を遂げた戦死者の「死」そのものを封じ込めている。これは、戦死 が朝鮮時代の戦死者祭祀に連なる連続性を持っており、遺族にとって戦死者 が「怨魂」であることには変りはなく、それゆえ国立墓地に「英霊」として 祀っていることから説明できよう。したがって、遺族は「名誉の戦死」と「非 業の死」の両面性を持ち常に揺れ動きながら、戦死に対応しているのである。

#### 註

- 1 顯忠日の制定過程に関しては池映任 (2003) を参照されたい。
- 2 このような儒教の祖先祭祀と巫俗の「二重組織」モデルは秋葉隆によって

はじめて主張された。彼によると、「伝統的な朝鮮の社会および文化は、大まかにいって、女性を中心とする巫覡的文化の運載者と、男性本位の儒教的文化の支持者との、二重組織に於いて理解される」と述べる(秋葉、1954:155)。このような秋葉の朝鮮社会・文化の「二重組織」モデルは今日も多くの研究者によって受け継がれ、検証されている。

- 3 「冤魂」ともいう。無実の罪で死んだ霊を指す言葉として使われる。「鬼神」 「雑鬼」などと表現することもある。
- 4 ここで戦死者とは国立墓地に祀られる資格のあるもので、朝鮮戦争やベトナム戦争で戦死した戦死者以外に、軍人として訓練などの軍服務中の事故で死亡したものも含む。
- 5 祭祀の継承のために死霊結婚は済州島の事例でよく見られる。崔吉城は韓国における死霊結婚の研究に当たって「半島部型」と「済州島型」と分けて考察を行っている。前者は死霊に対する恐怖から死霊結婚を挙げる「巫俗型」であり、後者は祭祀の継承のための「儒教型」であるが、ここでは「半島部型」を中心に考察を進めることにする。
- 6 日本でも戦死者の霊を「英霊」という。田中丸によれば、戦没将兵の霊を「英霊」と称するようになるのは、日露戦争の時期からであり、しかも、国家神道のもとでは、「英霊」は宗教性を帯びることばであったと指摘している(田中丸、2002:20)。
- 7 以下の表は 
  類忠日が制定されるまでの戦争と関連した儀礼を提示したも のである。

年/月	戦争と関連した儀礼	場所				
1948/12/1	第一次戦没将兵合同慰霊祭	ソウル運動場				
1949/6/6	殉国将兵合同慰霊祭	ソウル運動場				
1951/6/7	第2回戦没軍人合同慰霊祭	ソウル運動場				
1951/9/28	第一次陸海空軍合同慰霊祭	釜山東莱歩兵学校				
1953/4/20	戦没将兵合同慰霊祭					
1954/4/20	戦没将兵合同追悼式					
1955/4/20	第4次戦没将兵合同追悼式	銅雀洞国軍墓地				
1956/6/6	第一次顯忠日行事	銅雀洞国軍墓地				

(姜仁哲、1999:249、朝鮮日報、東亜日報より筆者作成)

8 元々、安葬式はソウル銅雀洞国立墓地で行われていたが、安葬能力が限界

に至り、大田国立墓地で行うようになった。

- 9 白い土を棺の上にまくことをいう。ホトは辞書には出ていない。関係者に よれば、一般的には、献土(ホント)と呼ばれるが、国立墓地の安葬式の時 にはホトと呼ばれるという。
- 10 ホトの後、一般の土を盛ることをいう。
- 11 英顯中隊は警備隊、儀仗隊とともに国防部及び32社所属である。英顯中隊は大田顯忠院に配置されており、英顯の安葬および英顯奉安の任務が任される。合同安葬式の時の主な任務は英顯奉送である。関係者に英顯中隊の人員を聞いてみたところ、部隊機密事項であるということで説明を聞くことはできなかった。
- 12 韓国国立墓地は日本の靖国神社と異なり、安葬の選択権が遺族に与えられる。
- 13 遺体と遺骨は墓に埋葬することができるが、遺体や遺骨がない場合は位牌として奉安する。ただし、安葬対象者の髪の毛、手の爪、足の爪がある場合は墓に埋葬することができる(国防部・国立顯忠院、1999:141)。
- 14 聞き取り調査は2001年10月、2002年3月、2002年8月、2003年3月 の合計4回に渡って行われた。調査地域はソウル近郊である京畿道の果川と 安養の大韓民国戦没軍警未亡人会、大韓民国戦没軍警遺族会、大韓民国傷痍 軍警会を中心に実施された。
- 15 遺族の宗教が国立墓地に安葬する上で、妨げにはならない。韓国で祭祀を行う類型として儒教式が 78.3%で最も多いが、カトリック、仏教は儒教式の祭祀を認めている(李三植他著、2000:15-16)。したがって、三つの宗教は国立墓地で儒教式に近い祭祀を行う。しかし、プロテスタントは主に各家庭で「追悼礼拝(式)」が行われ、儒教式の祭祀を一切認めないという特徴を持っている。国立墓地においても同じだが、国立墓地への安葬は行われている。
- 16 この点に関しては李光奎も同じような指摘をしている。韓国の場合、祖先がどのような死を迎えたかはそれほど重要ではない。水死であれ、客死であれ死が確実であれば祖先として祭祀を受けることができるという(李光奎、1977:10)。
- 17 門中とはある特定の祖先を頂点とする子孫たちにより父系血縁原理に基づいて組織された親族集団である(崔仁宅、1998:217)。祖先祭祀は門中の果す一番重要な機能である。
- 18 墓は山所ともいわれ、先祖の墓のある山は先山と呼ばれている。
- 19 先述したように、戦死者が「怨魂」であることには間違いないが、父母や

兄弟が当代に限っては祭祀を行う。しかし、父母あるいは兄弟が亡くなってしまうと、祭祀を受けることができず、記憶から忘れてしまう場合が多い。 20 本田は墓を媒介とした墓の整備作業 (至析)、両班の門中での豪華な墓の造営、祖先の功績を記した墓碑の建立などを祖先の光栄を記念する行為としている。国立墓地での墓はこうした意味で、記念物として捉えられると考えられる。日本語には「祈念」という言葉があるが、「祈念」とは「神仏に願いをかけて心をこめていのる(藤堂明保編『漢和大字典』学習研究社、1982)」という宗教的な意味を含んでいる。韓国では死者を対象とするとしても、宗教的な意味のない「記念」が多く用いられるようである。

## 猫文

<日本語>

秋葉隆 1954『朝鮮民俗誌』六三書院

伊藤亜人 1983「儒教祭祀の社会的脈絡—韓国全羅南道農村の一事例を通して 一」江渕一公・伊藤亜人編『儀礼の象徴—文化人類学的考察』九州大学 任東権 1982『朝鮮の民俗』岩崎美術社

鈴木満男 1977「国軍墓地と忠烈祠」『華麗島見聞記—東アジア政治人類学ノート』思索社、

竹田旦 1997「韓国の死霊結婚と死霊観」『祖先崇拝の比較民俗学』吉川弘文 館

竹田旦 1993「韓国・珍島における死霊結婚」 松崎憲三編『東アジアの死霊結婚』 岩田書院

田中丸勝彦 2002『さまよえる英霊』柏書房

崔吉城 1992「死後結婚の意味」『韓国の祖先崇拝』御茶の水書房

崔吉城 1980「朝鮮の死霊祭と霊魂観」『朝鮮の祭りと巫俗』第一書房

崔仁宅 1998「伝統社会」松原孝俊編『ハンドブック韓国入門』東方書店

本田洋 1993「墓を媒介とした祖先の<追慕>」『民族学研究』58・2

### <韓国語>

姜仁哲 1999「韓国戦争의 社会認識 및 文化의 変化」『韓国戦争과 社会構造의 変化』백산서당

国家報勲処 1992 『報勲 30 年史』

国防部・国立顯忠院 1992『民族의 얼』

李光奎 1977「親族集団의祖先崇拝」『韓国文化人類学』第 9 集、韓国文化人類学会

李範稷 1989「国朝五礼儀의 成立에 대한 一考察」『歷史学報』122。

李三植、朴鐘緒、高徳基、朴仁 2000『祭礼 및 省墓 実態와

変化方向』生活改革実践凡国民協議会 • 韓国保健社会研究院

오재환(オジェファン) 2001 『韓国의 「近代化」儀礼研究』釜山大学大学院 博士学位論文

第5軍需支援司令部 2002 『英顯処理의 절차를 알자』

조현범(ジョヒョンボム) 2000「現代韓国의 国家儀礼에 관한 試論的研究」 『宗教研究』19。

池映任 2003「顯忠日의 創出過程—殉国先烈과 戦没将兵을

중심으로」『比較民俗学会』第25集、比較民俗学会

池斗換 1985「国朝五礼儀의 編纂過程」『釜山史学』9。

(happyhime@hotmail.com)